

令和6年第5回会津若松市 農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和6年5月21日（火）午前9時
- 2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室
- 3 委員 農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
		14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也	17番委員	手代木 久司	18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清		
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継		
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

- 5 欠席した農業委員 1名

13番委員	佐野 和枝				

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

9番委員	平塚 与八	12番委員	本田 武史		

- 6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	慶徳 幸一郎				

- 7 出席した執行機関職員（農政課）

主査	長谷川 研人	主事	相田 千春		

議長（会長）	只今より、令和6年第5回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員3番 古川 正俊 委員、農業委員4番 春日部 一視 委員、以上2名の方をご指名申し上げます。 それでは議事に入ります。 はじめに、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の2ページをお開きください。 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、1番の案件につきましては、先月、令和6年第4回総会において、ご審議いただいた議案第13号の1番と同一の許可申請書に基づく提案でございますが、先月の議案書に漏れがあった部分について、改めて提案させていただくものです。委員各位には大変ご迷惑をおかけすることとなり、申し訳ございませんでした。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
（推進委員14番） 佐藤 恒男 委員	議案第19号の1番について、推進委員14番 佐藤 恒男より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、5月16日午前9時30分より、担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員3番） 古川 正俊 委員	次に、神指班担当委員より2番について報告願います。 議案第19号の2番について、農業委員3番古川正俊より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、5月12日午前8時より、担当委員2名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員7番） 庄司 遼 委員	次に、門田班担当委員より3番から4番について報告願います。 議案第19号の3番から4番について、農業委員7番 庄司 遼より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 3番の案件につきましては、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするもので、4番の案件につきましては、認定農業者に対する農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、5月15日午後1時より、担当委員4名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。

議長（会長） （推進委員 1 番） 梶内 徳仁 委員	次に、八田班担当委員より 5 番について報告願います。 議案第 19 号の 5 番について、推進委員 1 番 梶内 徳仁より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、5 月 14 日午前 9 時より、担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 4 ページをお開きください。 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。 なお、1 番の案件につきまして、本日、関係資料を配布させていただきましたので、その内容について担当職員よりご説明を申し上げます。
農業委員会事務局	それではお配りした関係資料をご覧ください。 はじめに今回の経過でございます。 申請者である坂内和彦氏は、農地の一部を堆肥置き場とするための農地転用許可を平成 26 年に一度受けており、今回は、その転用許可済みの土地を除く隣接地において新たな転用を計画したものです。 今回の申請にあたり測量を実施したところ、平成 26 年の許可面積が 420㎡であるのに対し、実際に造成した面積は約 467㎡であることが判明しました。 結果、平成 26 年の造成した約 47㎡が許可を受けていない状態であり、申請者側より、今後の対応について相談を受けました。 事務局において提出された資料をもとに精査しましたところ、平成 26 年の許可対象から漏れた 47㎡については、追認により許可が可能ではないかとの協議を経て、申請書を受理し、議案の上程に至っております。 第 25 期の委員の皆様の中には追認について、なじみのない方もおられると思いますので、追認の考え方についてご説明いたします。 通常、違反転用が発覚した場合、まずは「原状回復」をするよう指導いたします。 一方、その違反転用に係る事業内容が、現時点において農地転用許可の許可が可能な内容であれば、追認という形で処理できる旨、県から考え方が示されております。 ただし、追認による農地転用許可申請においても、立地基準や一般基準に基づく審査は通常どおり行うため、全ての違反転用が追認として許可されるものではありません。 なお、追認による農地転用許可の申請に際しては、通常の申請書一式と併せて「現在までの経緯をまとめた顛末書」の提出を求めているところです。 委員の皆様におかれては、追認と思われる案件等の相談がございましたら、即答せず、まずは事務局に相談するようご案内をお願いいたします。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、担当委員等の調査報告を求めます。 まず、荒井班担当委員より 1 番について報告願います。
（推進委員 18 番） 奈良橋 渉 委員	推進委員 18 番 奈良橋 渉より、議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について の 1 番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、「農業用倉庫・

	堆肥置場」を整備するため、賃借権の設定をするものです。 農地区分については、第1種農地ではありますが、「農業施設事業」に該当し、転用許可可能なものです。 なお、これは合同調査でありまして、5月17日午前9時50分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、古川委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法は用途変更済み、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	次に、堂島班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員1番） 長谷川 泰道 委員	農業委員1番 長谷川 泰道より、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について の2番について報告いたします。 申請の詳細は議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法第5条第1項の規定に基づき、「分家住宅」を建築するため、所有権の移転をするものです。 農地区分については、第2種農地の「その他の農地」に該当すると見られ、他の候補地では事業達成が困難なことから、転用許可可能なものです。 なお、これは合同調査でありまして、5月17日午前9時10分から、農地部より折笠部長、渡部副部長、古川委員の3名の他、地区委員3名、事務局1名の計6名で実施したものであります。 本件については、農振法は除外済み、都市計画法・土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など転用許可の一般基準からも特段異議ないものと認められました。報告は以上です。
議長（会長）	また、本件につきましては、農地部との合同調査となっておりますので、農地部長より調査報告をお願いします。
（農地部長） 折笠 康裕 委員	農地部において調査した結果、何ら異議はございません。
議長（会長）	各班担当委員及び農地部長からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。 次に、議案第21号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 春日部 一視 委員
議長（会長）	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の7ページをお開きください。 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 はじめに、所有権移転について、南四合・町北班担当委員の調査報告を求めます。
（農業委員6番） 大島 光信 委員	農業委員6番 大島 光信より所有権移転の1番について、ご報告いたします。 この案件は、認定農業者へ所有権の移転をしようとするもので、5月16日午前9時30分より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	続きまして、利用権設定について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番から5番について報告願います。

(農業委員 6 番) 大島 光信 委員	農業委員 6 番 大島 光信より利用権設定の 1 番から 5 番について、ご報告いたします。 1 番の案件につきましては新規就農予定者に対する利用権設定であり、2 番から 5 番は認定農業者に対する農地中間管理事業を活用した利用権設定です。 5 月 16 日午前 9 時 30 分より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 なお、1 番の案件につきましては、新規就農予定者からのあつせんを受け、所有者と借り手との利用調整等を行なってきましたことを申し添えます。
議長（会長）	次に、高野班担当委員より 6 番について報告願います。
(推進委員 3 番) 渡部 義勝 委員	農業委員 3 番 渡部 義勝より、利用権設定の 6 番について、報告いたします。 この案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定であり、5 月 17 日午後 5 時より担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、神指班担当委員より 7 番から 8 番について報告願います。
(農業委員 3 番) 古川 正俊 委員	農業委員 3 番 古川 正俊より利用権設定の 7 番から 8 番について、ご報告いたします。 7 番から 8 番の案件につきましては認定新規就農者に対する利用権設定です。 5 月 12 日午前 10 時より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 なお、この認定新規就農者につきましては、4 月 5 日開催の新規就農予定者事前確認会及び 4 月 24 日開催の青年等就農計画認定審査会に神指班担当委員等が出席し、就農計画や農業に対する意欲等について確認したことを申し添えます。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より 9 番から 16 番について報告願います。
(農業委員 10 番) 室野井 建一 委員	農業委員 10 番 室野井 建一より利用権設定の 9 番から 16 番について、ご報告いたします。 9 番の案件については新規就農予定者に対する利用権設定、10 番から 16 番の案件につきましては農家間における利用権設定です。 5 月 15 日午後 3 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 なお、9 番の新規就農予定者につきましては、4 月 16 日開催の新規就農予定者事前確認会に湊班担当委員が出席し、就農計画や農業に対する意欲等について確認したことを申し添えます。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より 17 番から 20 番について報告願います。
(農業委員 7 番) 庄司 遼 委員	農業委員 7 番 庄司 遼より利用権設定の 17 番から 20 番について、ご報告いたします。 17 番から 18 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定で、19 番から 20 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定です。 5 月 15 日午後 1 時より、担当委員 4 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、大戸班担当委員より 21 番から 22 番について報告願います
(農業委員 2 番) 大竹 吉弘 委員	農業委員 2 番 大竹 吉弘より利用権設定の 21 番から 22 番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定であり、5 月 12 日午前 8 時 30 分より、担当委員 2 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より 23 番から 25 番について報告願います。
(推進委員 4 番) 長谷川 幸栄 委員	推進委員 4 番 長谷川 幸栄より利用権設定の 23 番から 25 番について、ご報告いたします。 これらの案件については農家間における利用権設定であり、5 月 15 日午後 2 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、館ノ内班担当委員より 26 番から 28 番について報告願います。
(農業委員 15 番) 星 俊典 委員	農業委員 15 番 星 俊典より利用権設定の 26 番から 28 番について、ご報告いたします。

議長（会長） （農業委員 8 番） 二瓶 正貴 委員	26 番から 27 番の案件につきましては相続が放棄された農地に係る利用権設定、28 番の案件につきましては農業を営む法人に対する利用権設定であり、5 月 17 日午後 4 時より、担当委員 3 名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。 次に、日橋班担当委員より 29 番について報告願います。 農業委員 8 番 二瓶 正貴より利用権設定の 29 番について、ご報告いたします。この案件につきましては、農家間における利用権設定です。申請内容につきましては、5 月 16 日午後 6 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員 16 番） 渡邊 直也 委員	最後に、堂島班担当委員より 30 番から 36 番について報告願います。 農業委員 16 番 渡邊 直也より利用権設定の 30 番から 36 番について、ご報告いたします。 30 番の案件につきましては、経営移譲年金受給継続のための利用権設定、31 番から 32 番の案件につきましては、認定農業者に対する利用権設定、33 番から 36 番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。申請内容につきましては、5 月 18 日午前 9 時より、担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 21 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することに異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 21 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 次に、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を議題とし、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。
農業委員会事務局 （局長）	総会資料の 10 ページをお開きください。 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和 6 年 4 月 30 日付け、6 農政第 163 号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。
農政部農政課	日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 5 月総会の案件は、西田面地区における農地中間管理権の再設定及び農作業受委託契約となります。 11 ページをご覧ください。西田面地区になります。 当該案件は、農地中間管理権の再設定であり、西田面営農改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。 続きまして 24 ページをご覧ください。同じく西田面地区における、農地中間管理機構を通じた特定農作業受委託契約になります。 農地中間管理権の再設定と同様に、西田面営農改善組合におきまして、農用地の利用調整が行われたものについて、農用地利用促進計画（案）を作成いたしました。 詳細な内容については、議案書記載の通りであります。 以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）

議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（案）について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画について は、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について、報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理について は、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第 11 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 の 1 番から 6 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては、相続により権利を取得したものであります。届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 の 1 番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書記載のとおりです。 これにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第 7 条第 1 項の規定により事務局長の専決処分とし、同第 7 条第 2 項の定めにより報告するものであります。 なお、都市計画法上としまして、備考欄の留意事項のとおり意見が付されております。報告は以上です。
議長（会長）	報告でございます。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 （午前 9 時 40 分 閉会を宣言する。）

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和 6 年 5 月 21 日

会津若松市農業委員会 会長 渡 部 政 美

農業委員 3 番 古 川 正 俊

農業委員 4 番 春日部 一 視